

別記
第1号様式 (第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

23年 4月 4日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号
住所
氏名

[法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]
連絡先電話番号 (ナシ)

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

千葉県情報公開条例第27条の2第2項

千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>1. 異議申立て先を「実施機関の長」から「情報公開審査会」とし、同審査会に「異議申立てに対する決定」をする権限を与えるよう「情報公開条例」を改正する。(訴訴の被告も同審査会とする。)</p> <p>2. 現在同審査会は異議申立ての「諮問の答申」をしているが「決定」ではないため、手抜きがある。改善の見込みなし。</p> <p>(例) 建築士法(規則も含む)で建築士の生年月日は名簿に記載され一般の者に閲覧できると規定されているのに個人情報で不開示にしてよいと答申</p> <p>3. 実施機関の長へ異議申立てをすると同審査会へ諮問まで1ヶ月、同審査会の答申後1年以上も決定が出ない。異議申立てから3ヶ月たてば訴訟ができるが、決定がでてから訴訟の場合、それまでに対象文書を破棄されたことがある。決定までの期間短縮のためには同審査会は答申ではなく決定の権限を与えなければならぬ。</p>
-------	--



別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

23年6月1日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号

住所

氏名

[法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

連絡先電話番号()

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

☐千葉県情報公開条例第27条の2第2項

☐千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>実施村園に千葉県建築審査会と 千葉県国民健康解除審査会を加える 2つとも法定村園であり、知事部局の 村園ではない。他にも法定村園が あればそれも実施村園に加える。</p>
-------	--



別記

第1号様式 (第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

23年6月1日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号
住所
氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
連絡先電話番号 ()

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

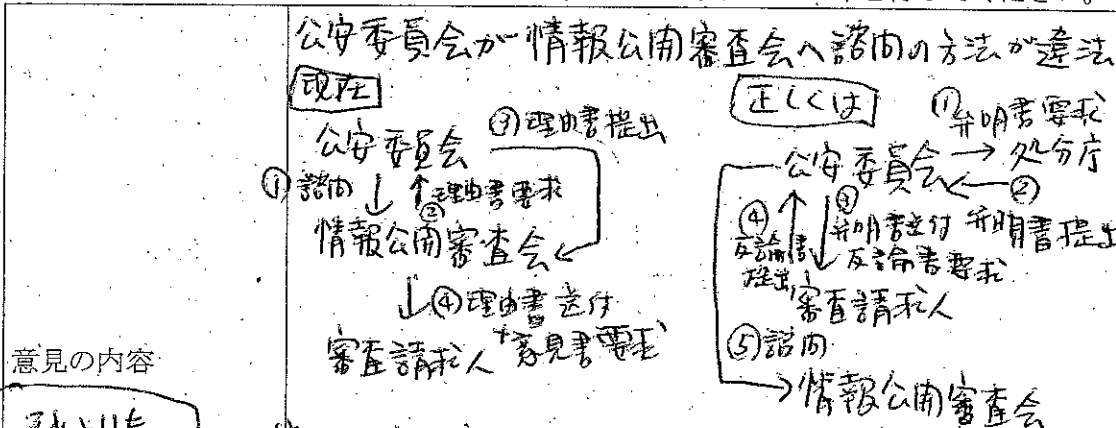
千葉県情報公開条例第27条の2第2項

千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項

の規定により、次のとおり情報公開

制度の運営の改善に関する意見を述べます。

※いずれかにレ印を付してください。



→ 是正せよ

意見の内容

それよりも
情報公開
審査会を
審査庁にした
方がよい
です。裁判の
被告になる
こともない。

※処分庁と審査庁を混同しているため行~~法~~法
違反(弁明書、反論書なし)で諮問がな
されている。

審査庁がなぜ処分庁の弁明書を作成するのか?

(H23.5.27付公開審13号は違法な手続きに→ま
意見書^ほだせない。だしても無効。)

県条例が違法である。

以上審査請求による不服申立て。

異議申立ても処分庁~~から~~説明書を異議申立て人に送付し、
(未定庁~~から~~)

意見書^を要求提出されたものを諮問しなければ、時内か
かかる。(2ヶ月短縮できる。)

